

○金融庁告示第四十四号
ウインタートウルスイス・インシュアランス・
カンパニーがその日本における保険業を廃止した
ことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）
第二百七十二条第一項第一号の規定により、同法
の同法第百八十五条第一項の免許がその効力を
失ったので、同法第二百七十三条第四号の規定に
基づき、告示する。
平成十五年十月一日
金融庁長官 高木 祥吉